

週休2日モデル工事の経費の補正について

1. 経費の補正方法

週休2日モデル工事において、対象期間中の現場閉所状況（累計休工日率）に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。なお、労務費及び機械経費（賃料）について、労務費分及び機械経費分（賃料）が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

【4週8休以上（累計休工日率28.5%（8/28日）以上）】

- ・ 労務費 1.05
- ・ 機械経費（賃料） 1.04
- ・ 共通仮設費率 1.04
- ・ 現場管理費率 1.06

【4週7休以上4週8休未満（累計休工日率25.0%（7/28日）以上28.5%未満）】

- ・ 労務費 1.03
- ・ 機械経費（賃料） 1.03
- ・ 共通仮設費率 1.03
- ・ 現場管理費率 1.04

【4週6休以上4週7休未満（累計休工日率21.4%（6/28日）以上25.0%未満）】

- ・ 労務費 1.01
- ・ 機械経費（賃料） 1.01
- ・ 共通仮設費率 1.02
- ・ 現場管理費率 1.03

2. 週休2日の休工日の考え方

- ・ 週休2日の休工日は対象期間における累計休工日率で判断するものとし、累計休工日率が28.5%以上の場合は、週休2日の休工を実施したものとする。
- ・ 累計休工日率は「対象期間内の実績休工日の累計日数」／「対象期間の日数」とする。
- ・ 休工日は現場の閉所とし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。
- ・ 天候等による予定外の現場閉所日についても、休工日日数に含めるものとする。

3. 対象期間の考え方

対象期間は、工事着手日から工期末の20日前（後片付け期間を含む）までとし、余裕期間、準備期間、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象外とする。

【事例】工期（余裕期間除く）が9/1～翌2/28迄の工事の場合

